

## 守山市廃棄物等推進審議会委員名簿

任期:令和8年1月1日から令和9年12月31日まで

NO	規 則	所 属	氏 名	備考
1	第3条第1項第1号 学識経験を有する者	立命館大学名誉教授	吉 原 福 全	
2	第3条第1項第1号 学識経験を有する者	滋賀県立大学名誉教授	金 谷 健	
3	第3条第1項第1号 学識経験を有する者	立命館大学工学部教授	橋 本 征 二	
4	第3条第1項第2号 ごみ減量化推進団体会員	守山市ごみ・水環境問題市民会議会長	中 川 郁 男	
5	第3条第1項第3号 市民のうち一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関し識見を有する者	守山市消費生活学習会	岸 年 江	
6	第3条第1項第3号 市民のうち一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関し識見を有する者	NPO法人菜の花プロジェクトネットワーク元代表	藤 井 絢 子	
7	第3条第1項第4号 事業者団体の推薦する者	守山商工会議所	葎 本 勝 利	
8	第3条第1項第4号 事業者団体の推薦する者	守山商工会議所	田 中 ひ ろ 子	
9	第3条第1項第5号 関係行政機関の職員	滋賀県南部環境事務所長	浦 山 重 雄	

## 事務局

NO	所 属	氏 名	
1	環境生活部 部長	林 龍 史	
2	環境生活部 次長	井 上 哲 也	
3	環境センター 所長	羽 場 宏 典	
4	環境センター 係長	高 木 覚	
5	ごみ減量推進課 課長補佐	西 村 拓 也	
6	ごみ減量推進課 係長	灘 野 純 司	
7	ごみ減量推進課 主事	岸 田 萌 花	

○守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例施行規則【抜粋】

(守山市廃棄物減量等推進審議会)

第3条 守山市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 条例第20条の規定に基づき指定するごみ減量化推進団体員
- (3) 市民のうち一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関し識見を有する者
- (4) 事業者団体の推薦する者
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長、副会長を各々1人置き、委員の互選によって定める。

- (1) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- (2) 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- (1) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (2) 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (3) 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

5 審議会の事務局は、廃棄物の処理および清掃に関する事務を所掌する課に置く。

6 本条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平13規則24・一部改正)